令和７年度随意契約一覧表【まちづくり部】

令和７年７月１日から令和７年９月３０日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
金剛地区再生室	金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業受注候補者選定支援業務	令和7年7月8日	有限責任監査法人トーマツ　大阪事務所	契約日の翌日	～	令和8年3月31日	12,921,700	本業務は金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業を官民連携事業としてDBO 方式（Design Build Operate）及び公募設置管理制度（Park-PFI）の実施について、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するにあたり、公募設置等指針・業務要求水準書等の策定・募集要項の公表までに必要となる各種資料の作成、その他関連する業務の支援を行うもの。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	プロポーザル方式により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
金剛地区再生室	金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進業務	令和7年7月14日	株式会社ダン計画研究所	契約日の翌日	～	令和8年3月31日	2,970,000	本業務は、金剛駅周辺における「ウォーカブルな空間づくり」を推進するため、「都市再生整備計画」の中で設定した滞在快適性等向上区域（ウォーカブルエリア）において、令和６年度に策定した「金剛駅周辺まちなかウォーカブルビジョン」に基づき、車中心から“人中心”の空間への転換をめざし、お気に入りの場所とそこで過ごす楽しい時間、新たな出会いと交流など、金剛地区に「目的地」が増え、多様なアクティビティ（行動・活動）がまちなかにあふれることで、暮らしの豊かさと楽しさを＋（プラス）できるまちをめざすものです。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	プロポーザル方式により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
住宅政策課	富田林市営住宅管理システム等導入業務	令和7年9月17日	株式会社南大阪電子計算センター	契約日の翌日	～	令和8年3月31日	18,962,900	市営住宅管理システムの更新	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	プロポーザル方式により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
道路公園課	(R7-道)五軒家1号線緊急突発道路排水経路改良工事	令和7年9月9日 (令和7年4月1日履行誓約)	有限会社　尾崎造園店	令和7年4月1日	～	令和7年5月30日	¥4,257,000	工事延長　L=46.5m ＶＰφ300管敷設工　Ｌ＝46.5m 舗装工　Ａ＝135.8㎡	地方自治法施行令第167条の２第１項第５号	工事場所の近くに会社があり即対応可能な為。